淡海エコフォスター事業の活動団体募集について

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

県では、淡海エコフォスター事業に活動いただける団体を下記のとおり募集 しています。

淡海エコフォスター事業は、県民や事業者等の皆さんに道路や河川などの公 共の場所をボランティア活動として美化清掃していただくもので、平成12年度 から実施し、現在約400団体に県内各地で活動いただいています。

記

1 目的

淡海エコフォスター制度とは、公共的場所の美化および保全のため、県民、 事業者等が当該場所を愛情と責任を持ってボランティアで美化清掃し、環境 美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県 民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする制度です。

2 活動内容

美化清掃活動を行おうとする団体(10名以上で構成)は、県と合意書を交わし、その合意書に基づいて定期的に(おおむね月1回以上)、継続的に一定の場所の美化清掃活動を行います。

3 実施場所

湖岸、河川、道路などの県が管理する公共用地です。(長さ500メートル程度以上)

なお、既に他のエコフォスターが活動している場所や別の補助事業として 活動が行われている場所などは除きます。

※ 市町道など県管理公共用地以外については、一部の市町が実施する地域 エコフォスター活動事業の制度があります。詳しくは「6問い合わせ先」へお 問い合わせください。

4 実施団体 (エコフォスター) の募集

公共用地の継続的な環境美化活動を行おうとする団体は、その実施場所を選んで県庁循環社会推進課、各環境事務所にご相談いただき、実施希望届を提出 してください。

5 担当から

現在、住民団体、NPO 、企業団体等が県と合意書を取り交わし、活動を 展開されています。

地域の美化活動を行うことで、参加者同士の親睦が深まるとともに、地域への愛着や結び付きの強化につながることと思います。

これを機会に是非、淡海エコフォスター事業への参加を検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

6 問い合わせ先

問い合わせ先は、以下のとおりです。(活動を希望する地域を所管する県機関にご相談・お問い合わせください。)

- ·県庁循環社会推進課(077-528-3492)
- · 南部環境事務所 (077-567-5456)
- ·甲賀環境事務所 (0748-63-6134)
- 東近江環境事務所 (0748-22-7759)
- · 湖東環境事務所 (0749-27-2255)
- 湖北環境事務所 (0749-65-6653)
- 高島環境事務所 (0740-22-6066)